

# 第114期中間決算公告

2021年12月24日

住所 鹿児島市金生町6番6号  
株式会社 鹿児島銀行  
取締役頭取 松山澄寛

中間貸借対照表（2021年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	1,392,974	預 金	4,466,613
買 入 金 銭 債 権	8,445	譲 渡 性 預 金	198,309
金 銭 の 信 託	10,539	コ ー ル マ ネ ー	110,000
有 価 証 券	965,180	売 現 先 勘 定	65,558
貸 出 金	3,841,193	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	273,328
外 国 為 替	8,644	借 用 金	775,266
そ の 他 資 産	31,337	外 国 為 替	46
有 形 固 定 資 産	66,282	信 託 勘 定 借	3,162
無 形 固 定 資 産	3,192	そ の 他 負 債	41,323
前 払 年 金 費 用	7,586	未 払 法 人 税 等	1,511
支 払 承 諾 見 返	26,576	リ ー ス 債 務	1,441
貸 倒 引 当 金	△ 48,719	資 産 除 去 債 務	176
		そ の 他 の 負 債	38,194
		退 職 給 付 引 当 金	1,656
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	427
		偶 発 損 失 引 当 金	237
		繰 延 税 金 負 債	3,150
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	6,750
		支 払 承 諾	26,576
		負 債 の 部 合 計	5,972,407
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	18,130
		資 本 剰 余 金	11,204
		資 本 準 備 金	11,204
		利 益 剰 余 金	255,950
		利 益 準 備 金	18,130
		そ の 他 利 益 剰 余 金	237,819
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	590
		別 途 積 立 金	225,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	12,229
		株 主 資 本 合 計	285,285
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	40,654
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	246
		土 地 再 評 価 差 額 金	14,639
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	55,540
		純 資 産 の 部 合 計	340,825
資 産 の 部 合 計	6,313,233	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,313,233

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

中間損益計算書

( 2021年4月1日から  
2021年9月30日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		33,963
資 金 運 用 収 益	24,328	
(うち貸出金利息)	( 18,303 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 5,874 )	
信 託 報 酬	16	
役 務 取 引 等 収 益	5,172	
そ の 他 業 務 収 益	2,457	
そ の 他 経 常 収 益	1,988	
経 常 費 用		25,436
資 金 調 達 費 用	1,076	
(うち預金利息)	( 107 )	
役 務 取 引 等 費 用	2,528	
そ の 他 業 務 費 用	2,844	
営 業 経 費	17,488	
そ の 他 経 常 費 用	1,498	
経 常 利 益		8,527
特 別 利 益		18
特 別 損 失		39
税 引 前 中 間 純 利 益		8,506
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,820	
法 人 税 等 調 整 額	439	
法 人 税 等 合 計		2,259
中 間 純 利 益		6,246

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	19年	～	50年
そ の 他	2年	～	20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

正常先債権及び要管理先債権以外の要注意先債権については今後1年間の予想損失額

を見込んで計上し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金として計上しております。

予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに直近の貸倒実績を反映するなど必要な修正を加えて算出しております。

要管理先債権に相当する債権において、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先債権のうち、一定額以上の大口債務者の債権については債務者ごとに担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額と、合理的に将来キャッシュ・フローを見積もって算出した回収可能額との差額を貸倒引当金として計上しております。上記以外の破綻懸念先債権については要管理先債権と同様の方法により貸倒引当金を算出しております。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産管理部署が査定結果を検証しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う経済活動への影響は、前期末から当面の間続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。このような状況下、当行は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映しております。なお、前期から当該仮定に、重要な変更はありません。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用      その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異      各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定率法により発生翌期から損益処理

## (3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金の払戻請

求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等の代位弁済に伴い発生する負担金等の支払いに備えるため、将来発生する損失額を見積り計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、キャッシュ・フローを固定するヘッジについてヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素等の相関関係を検証しております。

また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この結果、中間財務諸表に与える影響はありません。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。この結果、中間財務諸表に与える影響は軽微であります。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 803百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に85,463百万円含まれております。
3. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,560百万円、延滞債権額は36,833百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は49,018百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は88,422百万円であります。  
なお、3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。  
これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、4,901百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	514,458百万円
貸出金	912,933百万円

担保資産に対応する債務

預 金	27,882百万円
売現先勘定	65,558百万円
債券貸借取引受入担保金	270,690百万円
借 用 金	775,160百万円

上記のほか、為替決済、指定金融機関等の取引の担保として、その他資産15,544百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金及び金融商品等差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

保証金	289百万円
金融商品等差入担保金	1,065百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は755,828百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが738,399百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出しております。

ただし、適切な地価公示価格がない場合は同施行令第2条第2号に定める基準地価又は同施行令第2条第4号に定める地価税法に規定する方法により算定した価格に時点修正等合理的な調整を行って算出しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 34,380百万円
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は10,915百万円であります。
13. 単体自己資本比率 10.70%

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、株式等売却益1,513百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,028百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2021年9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	803
関連法人等株式	—

2. その他有価証券 (2021年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	78,184	35,136	43,047
	債券	343,733	340,973	2,760
	国債	87,182	86,238	944
	地方債	40,013	39,721	292
	短期社債	46,002	46,001	0
	社債	170,534	169,010	1,524
	その他	250,507	232,773	17,733
	うち外国証券	189,586	182,023	7,563
	小計	672,425	608,883	63,542
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,248	5,950	△702
	債券	108,501	108,905	△403
	国債	45,872	46,076	△204
	地方債	8,098	8,100	△1
	短期社債	11,000	11,000	△0
	社債	43,530	43,728	△198
	その他	169,936	174,166	△4,229
	うち外国証券	158,759	162,800	△4,041
	小計	283,687	289,022	△5,335
合計	956,113	897,906	58,206	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の中間貸借対照表計上額

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式等	3,162
組合出資金	5,101

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

### 3. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあるものを除き、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、株式143百万円であります。

個々の銘柄の有価証券の時価が、取得原価に比べて30%程度以上下落した場合は回復可能性の判定の対象とし、減損の要否を判断しております。

#### (税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,274 百万円
減損損失	1,909 百万円
有価証券償却	465 百万円
退職給付引当金	503 百万円
減価償却	477 百万円
その他	<u>1,499 百万円</u>
繰延税金資産小計	19,129 百万円
評価性引当額	<u>△2,685 百万円</u>
繰延税金資産合計	16,444 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△17,551 百万円
前払年金費用	△1,664 百万円
固定資産圧縮積立金	△258 百万円
繰延ヘッジ損益	△107 百万円
その他	<u>△13 百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△19,594 百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△3,150 百万円</u>

#### (1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,624 円 40 銭
1 株当たりの中間純利益金額	29 円 77 銭